

◆第2部 分野別施策の実施状況

第2章 地球温暖化^{*1}対策の推進

第1節 県内の温室効果ガスの現状と将来予測

1 温室効果ガス^{*2}の排出の現状【環境政策課】

(1) 地球温暖化の現状

国連の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)^{*3}」の第6次評価報告書によると、「人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」としています。また、21世紀末(2081年から2100年)には、20世紀末と比べて平均気温は最大5.7℃、上昇すると予測されています。

(2) 地球温暖化に関する近年の国際的動向

地球温暖化をもたらす温室効果ガスの排出抑制は、地球全体の緊急課題であり、地球規模での対策が必要となります。

平成27年12月にフランス・パリで開催された「気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」では、京都議定書に代わる新たな地球温暖化に関する法的な文書として、全ての国が参加した「パリ協定」が採択され、地球温暖化対策の新たなステージの幕開けとなりました。

〔パリ協定の概要〕

- ・世界全体の長期目標として、産業革命以前からの気温上昇を2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求することを掲げた。
- ・この目標の達成のため、今世紀後半には、排出量と吸収量を均衡させ、実質的にゼロとすることを目指す。

パリ協定は翌年の平成28年11月4日に早期発効され、令和2年から本格運用が始まり令和3年10月に開催されたCOP26では、気温上昇を産業革命以前より1.5度に抑えること、温室効果ガス削減量の国際取引に関する詳細なルールなどについて合意されました。令和4年11月に開催されたCOP27では、緩和作業計画が採択された他、気候変動に伴う損失と損害に対する支援のための基金設置が決定されました。

(3) 地球温暖化に関する国の動向

パリ協定や日本の約束草案^{*4}を踏まえ、政府は、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため「地球温暖化対策計画」を、平成28年5月に閣議決定しました。

本計画では、日本の約束草案に基づき、「2030年度において、2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)」との目標が掲げられ、この目標達成のための各部門の取組みを明らかにするとともに、各事業主体、国、地方公共団体が講ずべき施策についても示されました。

また、令和元年6月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を掲げ、「今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会を目指す」こととしました。

さらに、令和2年10月26日の首相所信表明演説においては、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。脱炭素社会の実現に向けて、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルを始めとした革新的なイノベーションを後押ししていくため、脱炭素技術支援として2兆円の基金が創設されました。

令和3年6月には、改正地球温暖化対策推進法が成立し、「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル実現」を基本理念として法に位置付けるとともに、地方自治体へ再生可能エネルギー等の導入目標の設定が義務または努力義務となりました。同月には「地域脱炭素ロードマップ」が策定され、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、2025年度までに脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行することとしています。

また、同年10月には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」および「地球温暖化対策計

^{*1}地球温暖化：地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと、地球から放出される熱放射とのバランスによって定まります。加熱された地表は赤外線を放射しますが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」があり、地表からの放射熱を吸収します。二酸化炭素など温室効果ガスの濃度増加により、平均気温が上昇する現象をいいます。

^{*2}温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線によって暖められた地表から放射される赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスといいます。

^{*3}気候変動に関する政府間パネル：地球温暖化防止問題に対応するため、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)の共催により、1988年に設置された国際機関であり、科学的知見の集積や温暖化の影響予測などの活動を行っています。

^{*4}約束草案：COP21に先立ち提出された、各国内の政策決定プロセスで決定された気候変動対策に関する目標のこと。基本的に、温室効果ガスの排出削減目標を指す。

画」が閣議決定され、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」との目標が掲げられました。

令和5年2月には、「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定され、化石燃料中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する「GX」の実現に向けて、徹底した省エネの推進や再エネの主力電源化などの方針が示されるなど、脱炭素社会の実現に向けた取組みが進められています。

(4) 地球温暖化に関する県の取組および動向

県では、「福井県環境基本計画」に織り込む形で、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「都道府県における地方公共団体実行計画」を定めています。平成30年3月の改定では、国の目標に合わせた温室効果ガス排出削減目標として、「2030年度において、2013年度比28%減」を掲げました。

この目標達成に向け、地球温暖化ストップ県民運動をはじめとする省エネ対策、地域に役立つ再生可能エネルギーの導入拡大などを推進してきました。

また、令和2年7月に策定した福井県長期ビジョンでは「2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ」を掲げました。その実現に向けた具体的な取組みとして、令和3年4月に県内初となる商用水素ステーションが開所し、走行時に二酸化炭素を排出しない、燃料電池自動車の購入を支援する補助金を創設しました。今後も再生可能エネルギーの導入拡大など脱炭素に向けた取組みを進めていきます。

(5) 福井県内における温室効果ガス排出量

県内の温室効果ガスの排出量は、東日本大震災以降、原子力発電所の運転停止に伴い火力発電所での化石燃料消費量が増加したことにより平成23年以降は増加傾向にありましたが、近年は電力排出係数の改善により減少傾向にあります。

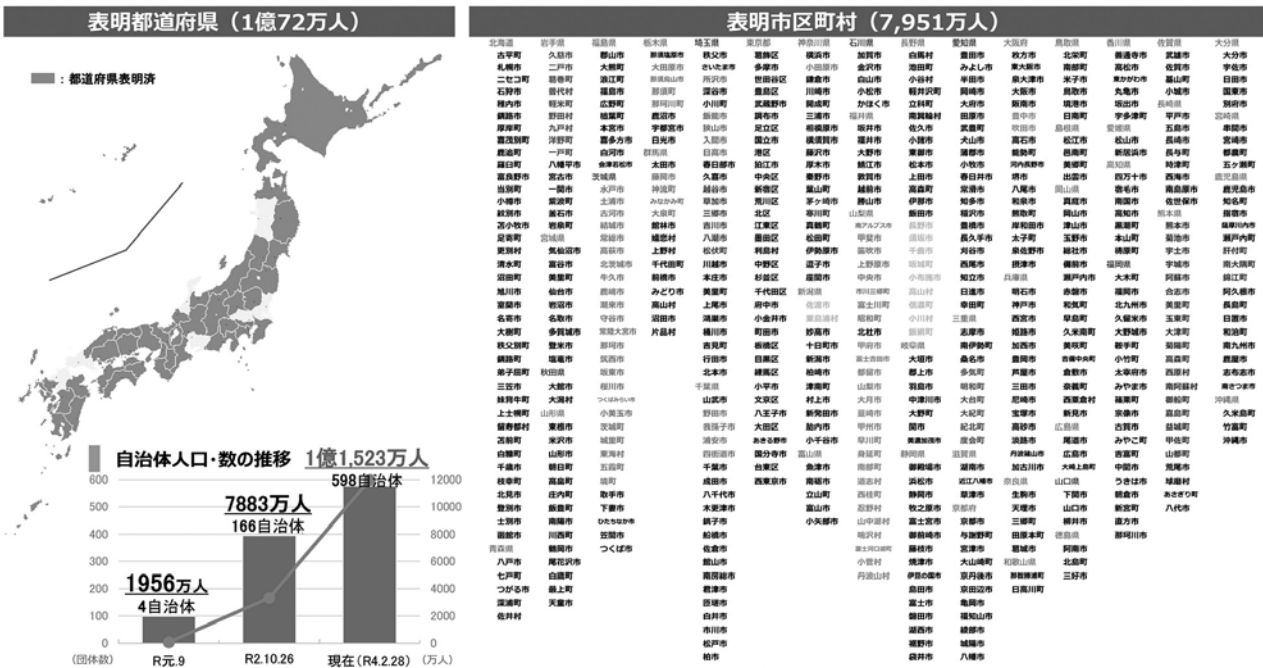
図2-1-1 ゼロカーボンシティを表明した地方自治体（令和4年12月28日時点）

分野別施策の実施状況
地球温暖化対策の推進

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体 2022年2月28日時点

■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする598自治体（40都道府県、365市、20特別区、144町、29村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。表明自治体総人口約1億1,523万人※。

※表明自治体総人口（各地方公共団体の人口合計）では、都道府県と市区町村の重複を除外して計算しています。



◆第2部 分野別施策の実施状況

表 2-1-2 温室効果ガス排出量の推移

		温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂)					
		2014	2015	2016	2017	2018	2019
一酸化炭素	産業部門	3,053	2,931	3,019	2,761	2,928	2,720
	運輸部門	1,564	1,615	1,677	1,630	1,556	1,608
	家庭部門	2,070	1,973	1,915	1,905	1,746	1,451
	業務部門	1,753	1,687	1,704	1,642	1,469	1,434
	エネルギー転換	355	384	386	351	354	281
	工業プロセス	308	330	330	332	337	342
	廃棄物	254	252	252	252	212	212
	計	9,356	9,172	9,283	8,873	8,601	8,047
メタン		127	124	121	120	119	119
一酸化二窒素		178	186	177	181	173	176
代替フロン類		274	303	325	338	363	385
総排出量		9,936	9,784	9,906	9,512	9,256	8,728
森林吸収源		—	—	△ 818	△ 810	△ 788	△ 796
総排出量(森林吸収源を差引く)		9,936	9,784	9,089	8,702	8,468	7,932

※四捨五入の関係で計算が合わない場合があります。

※排出量の算定にあたっては、電力排出係数については基礎排出係数を使用しています。

※森林吸収源は、林野庁提供データを使用しています。

※県内排出量の算定に使用している国の「都道府県別エネルギー消費統計」の数値が見直されたことから、県内排出量を見直しています。

- (注) 産業 : 農林水産業、鉱業、建設業、製造業におけるエネルギー消費量
 運輸 : 自動車、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費量
 家庭 : 家庭におけるエネルギー消費(電気、ガス、灯油等)
 業務 : 業務用ビル等におけるエネルギー消費(電気、ガス、灯油等)
 エネルギー転換 : 電気事業者(火力発電所)、ガス事業者の自家消費エネルギー
 工業プロセス : 石灰石の消費
 廃棄物 : 一般廃棄物および産業廃棄物の焼却(食物くず、木くず等のバイオマス起源を除く。)

コラム CO₂ フリーエネルギー生産県の特徴

本県は、原子力発電により県内電力需要量を大きく上回る電力を関西に供給し、国の地球温暖化対策に貢献してきたところです。

しかし、原子力発電や再エネ導入によるCO₂削減効果は、生産地である本県の排出量にはほとんど反映されません。

脱炭素を実現するためには、各地域が再エネ導入拡大等に積極的に取り組んで行く必要がありますが、その取組内容が的確に反映できるような新たな算定方式や指標などが必要と考えます。

県内電力需要量・総発電量

【単位：億 kWh】

		2019年	2020年	2021年
県内	電力需要量	77	75	77
県内	電力総発電量	357	250	446
	原子力発電	267	153	336
	水力発電	16	17	17
	風力・太陽光発電	0.6	0.7	0.8
	火力発電	73	79	92

資料：電力調査統計(2019,2020,2021)

第2節 緩和策の推進

【1】省エネ施策の推進

1 家庭部門における省エネ活動の推進

(1) 地球温暖化対策の普及啓発【環境政策課】

① 地球温暖化ストップ県民運動

「ゼロカーボンアクション」の推進

温室効果ガスの排出を抑制し、削減目標を達成するため、県では、平成18年3月に本県における地球温暖化対策に関する普及・広報の拠点となる「福井県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「温暖化センター」という。）として、NPO法人エコプランふくいを指定し、以後連携して地球温暖化対策の普及啓発を行っています。

特に、県民、事業者がそれぞれの日常生活や事業活動において、身近な省エネ活動などの取組みを実行することが重要であるため、平成18年6月からは、日常生活（Life）、事業活動（Office）、自動車利用（Vehicle）、環境教育（Education）の分野において、地球温暖化防止活動の輪を広げようと、温暖化センターとともに、地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を、県民、消費者、教育、商工、運輸、エネルギー、林業関係の各団体等の協力をいただきながら推進してきました。

LOVE・アース・ふくい

Life	日常生活
Office	事業活動
Vehicle	自動車利用
Education	環境教育

の分野において、温室効果ガス削減に向けた活動の輪を広げる県民運動として「LOVE・アース・ふくい」を展開します。

また、平成30年度からは、市町や環境ふくい推進協議会と連携し、県民運動「LOVE・アース・ふくい2030」と題し、誰でも手軽に楽しく参加できる省エネ行動を展開しました。

令和2年7月に、県は、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロ「ゼロカーボン」を目指すことを掲げました。令和3年度からは、県民運動も「ゼロカーボンアクション」と題し、省エネ行動のさらなる普及に向けて展開しています。

【令和4年度の取組み】

＜エコチャレふくいの推進＞

家庭の日（毎月第3日曜日）を統一行動日に設定し、季節ごとのテーマに沿ったエコな取り組みに多くの県民が参加しました。（7月～3月）

・エコチャレふくいの投稿例

7月は「地元で採れた食材をとろう」、12月は「持っている服を長く大切に着よう」などを統一行動に設定しました。



エコチャレふくいのポスター



県民からの投稿例

・CO₂削減量が見える化

県民の皆さんに投稿いただいた省エネ行動によるCO₂削減量をエコチャレふくいのホームページで公表し、省エネに取り組んだ成果を目で見て実感できるようにしました。



省エネ行動によるCO₂削減量を可視化

＜ふくいライトダウンキャンペーンの実施＞

ゼロカーボンに向けた取り組みの一環として、「ふくいライトダウンキャンペーン」を実施しました。特別統一実施日として設定した8月11日の21時～22時までの間、家庭や事業所の照明を極力消して過ごすことで節電によるCO₂削減を推進しました。

分野別施策の
実施状況

地球温暖化対策の
推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

<クール・ウォームシェアふくいの実施>

夏・冬の期間、涼しく（暖かく）過ごせる場所等を登録・周知し、QRコードを用いた非接触型スタンプラリーを実施しながら、過度に電気に頼らない生活を推進しました。（クールシェアふくいは7月16日～9月30日、ウォームシェアふくいは11月19日～2月28日）



クールシェア・ウォームシェアのポスター

・家族一緒に鍋でウォームシェアキャンペーン

県民の皆さんに地元で採れた食材を使った鍋を家族で囲んで積極的に食べることを促し、食材の輸送にかかるCO₂の削減や余計な部屋の暖房器具を停止することでCO₂の削減につながる取組みを推進しました。（11月23日～12月11日）



2022.11.26
自家栽培の大根やニンニク、唐辛子を使って、豚肉とキャベツのもつ鍋風を作りました。ニンニクや唐辛子を効かせたので、体の中からポカポカになりました！あたたかくなり、暖房いらすし！



2022.12.09
地元の野菜を使って鍋を作りました！鍋でからだもあたたまり、暖房いらずです！
どんどん寒くなってきたので、今後も鍋でからだをあたためつつ、おいしい野菜を食べたいと思います！

家族一緒に鍋でウォームシェアキャンペーン投稿例

<ふくい省エネ家電・住宅設備

買替キャンペーンの実施>

古くなった家電を省エネ性能の高い家電（3つ星以上）に買い替えることや、窓の断熱改修などにより、家庭の消費電力抑制を促す取組みを推進しました。（8月1日～1月20日）



ふくい省エネ家電・住宅設備買替キャンペーンの告知

<ふくいスマートムーブキャンペーンの実施>

「移動」に伴うCO₂排出量を少なくする取組みである「スマートムーブ」を促すキャンペーンを実施しました。県内各地のイベントで次世代自動車の展示やエコドライブ等の普及啓発を推進しました。

（9月17日～10月31日）



次世代自動車の展示（カレー博）

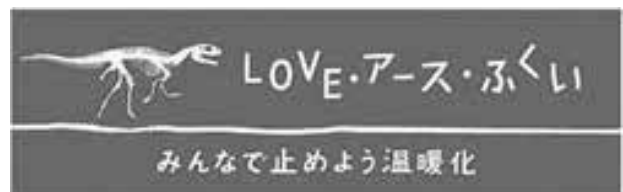
- ①ふんわりアクセル「eスタート」
 - ②エアコンの使用は適切に
 - ③ムダなアイドリングはやめよう
 - ④不要な荷物はおろそう
- など

エコドライブ10のすすめ（一部抜粋）

②ロゴマークの活用

地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進に当たり、当時政府が進めていた「チーム・マイナス6%（現：COOL CHOICE）」と連携し、県の地域ブランドである恐竜骨格を活用して、ロゴマークを作成しました。

地球温暖化ストップ県民運動を広く普及するため、環境協定締結事業所やアースサポーター、マスメディア等と連携し、民間企業、行政機関の広告やホームページなどでロゴマークを活用してきました。



「LOVE・アース・ふくい」ロゴマーク

分野別施策の実施状況

地球温暖化対策の推進

令和3年度からは、地球温暖化ストップ県民運動「ゼロカーボンアクション」と題したことから、ロゴマークを一新し、活用しています。



「ふくいゼロカーボンアクション」ロゴマーク

③ 地域における温暖化防止活動

県では、地域や家庭において地球温暖化防止に向けた取組みを推進する「アースサポーター」（地球温暖化防止活動推進員）を委嘱しています。現在約30名のアースサポーターが各地域で自らが率先して地球温暖化防止の取組みを実践するとともに、温暖化に関する情報提供や意識啓発、地域での活動の推進などを行っています。

- ・アースサポーター講師派遣事業（出前講座）
- ・エコライフ診断
- ・エコドライブシミュレーター など



エコドライブシミュレーターの様子

(2) 県民主体の省エネ普及啓発事業

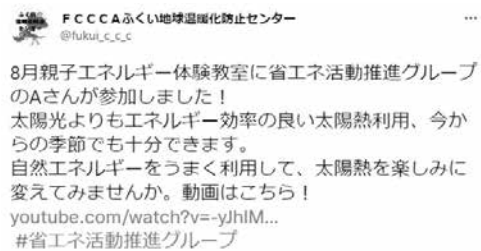
県では、家庭で楽しく省エネ活動を行えるよう、県内大学生で結成した省エネ活動推進グループを中心に若者の視点を活かした、県民主体の省エネ普及啓発事業を実施しています。

省エネカードゲーム体験会の開催や、SNSによる省エネ行動の発信、イベントでの普及啓発活動を行いました。

今後も、県民が楽しく省エネ活動に参加できるよう、若者の発信力を活かし、普及啓発活動を行っていきます。



省エネカードゲーム体験会



SNSによる省エネ行動の発信

(3) 省エネルギー対策の推進

① 「クールビズ」の推進

県では、地球温暖化防止に向けた取組みとして、平成17年度から夏季冷房時の室温（目安として28℃）の適正管理と軽装での勤務を推奨する「クールビズ」を実施しており、令和4年度は、令和4年5月1日から令和4年10月31日までを実施期間とし、率先して取り組みました。

② 「ウォームビズ」の推進

県では、過度な暖房を控えながらも快適に過ごす「ウォームビズ」についても推進しています。

暖房時の室温（目安として20℃）の適正管理を行うことや、重ね着やひざかけの活用などによる温度調整を推奨し、過度な暖房を控えたスマートなビジネススタイル・ライフスタイルの実践を呼びかけています。

電気に頼りすぎないで涼しく（暖かく）過ごす方法をエコチャレ広報番組やYouTubeチャンネルで紹介しました。

分野別施策の実施状況

地球温暖化対策の推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

2 自動車・交通対策による省エネ活動の推進

(1) クルマに頼り過ぎない社会づくりの推進

【交通まちづくり課】

本県は、全国1位のクルマ依存県であり、マイカーの一世帯当たり保有台数は令和4年3月末現在1,708台となっています。

このため県では、平成20年度から、過度なクルマ利用を控え、公共交通機関や自転車を利用するカー・セーブ運動を推進しています。

この運動を県民一人ひとりに参加してもらう県民運動へ拡大するため、行政、交通事業者、各界代表団体が構成する「福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議」では、クルマに頼り過ぎない社会づくりを推進するための各種取組みを進めています。

カー・セーブ運動を積極的に推進するため、10月を推進月間、3月を公共交通機関利用促進強化月間として集中的に広報活動を展開しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による外出自粛の影響で減少した公共交通機関の利用促進を図るため、路線バスの前方幕により広報を行いました。



路線バスの前方幕

また、公共交通機関の維持・活性化に加え、CO₂削減や健康増進等を目的に、県内企業に向けて公共交通や自転車などによる「エコ通勤」を呼びかけています。

カー・セーブ運動に協力いただいている企業には、社員の通勤の際に運賃が最大半額になる参加証を発行して、公共交通機関の利用促進を図っています。

短距離のクルマ利用を抑制するため「福井バイコロジスト」宣言による「自転車で3キロ運動」を推進しています。

令和4年度は、電車・バスのフリーきっぷ割引キャンペーンを実施し、フリーきっぷを使ったモデルルートを紹介するパンフレットを作成したほか、自転車の無料点検会を実施しました。



電車・バスフリーきっぷ割引キャンペーンパンフレット

また、県有施設等の駐車場を活用したパークアンドライドやパークアンドサイクルライドも実施しているほか、交通事業者のキャッシュレス決済導入に対して支援しています。

(2) パークアンドライド渋滞対策モデル事業

【道路保全課】

渋滞緩和のため、県では交差点改良や道路の拡幅などの対策を実施していますが、住宅密集地における用地の確保が難しくなるなど、これまでの対策の実施が困難な状況になっています。

また地球温暖化対策への意識の高まりから、公共交通機関への転換を促し、自動車に頼り過ぎない交通対策の推進も重要となっています。

このため県では道路の渋滞緩和とともに公共交通機関（鉄道）の活性化、自動車の排気ガスや騒音などの環境負荷の軽減を図るため、モデルケースとして、福井市街地へアクセスする鉄道駅周辺の県管理道路にパークアンドライド型の駐車場を設置しています。

【参考】R5.3月現在

<福井鉄道沿線>

- ・福武線 浅水駅前駐車場(42台)・福井市
- ・福武線 北府駅駐車場(59台)・越前市

<えちぜん鉄道沿線>

- ・三国芦原線 西長田駅駐車場(100台)・坂井市
- ・勝山永平寺線 永平寺口駅駐車場(65台)・永平寺町



県営パークアンドライド駐車場（北府駅駐車場）

『冬こそパークアンドライド』
パークアンドライド駐車場およびアクセス
道路の除雪を始発電車に合わせて優先的に実
施します。
降雪期の市街地渋滞を減らし、環境にも優
しいパークアンドライドを始めてみませんか。

(3) 電動車等^{*1}の導入促進【環境政策課】

自動車は、私たちの経済活動や豊かな暮らしを支えている一方で、排出ガスによる大気汚染、燃料消費にたち伴うCO₂の排出による地球温暖化など、環境に大きな影響を与えています。このため、燃費性能や排出ガス性能に優れた環境負荷の少ない低公害車の普及促進を図る必要があります。

県では、福井県庁グリーン購入推進方針（後述）に基づき、公用車の電動車等への切り替えを率先して行っており、車両区分ごとの排出ガス基準に適合し、車両重量区分ごとの燃費基準値を満たした車両を購入することとしています。

(4) 次世代自動車^{*2}導入推進【環境政策課】

自動車の利用が多い本県においては、自動車自体からのCO₂排出量を削減することが必要なことから、CO₂排出量が少ない電気自動車（EV^{*3}）やプラグインハイブリッド車（PHV^{*4}）、燃料電池自動車（FCV^{*5}）などの次世代自動車の普及を図っています。

① 次世代自動車普及促進事業

県内初の商用水素ステーションが令和3年4月2日に福井市灯明寺4丁目に開所しました。

これにより、走行時にCO₂を排出しない燃料電池自動車（FCV）の走行が可能となりました。

県では、令和3年度より燃料電池自動車の普及を促進するため、燃料電池自動車を導入する県民等に対して、購入費用の一部を補助する制度を設けました。

令和4年度には、ガソリン使用量の低減を図り、原油価格高騰の影響を緩和するため、EV・PHVを導入する県内企業に対して、購入費用の一部を補助する事業を実施しました。この事業では、EV・PHVの導入に併せて充電設備を導入する場合に限り、充電設備費用の一部も補助しています。

② 率先導入

県では、EV・PHV・FCVの普及推進を先導的に行うため、平成21年度より率先導入を進めており令和4年9月時点でEVを9台、PHVを1台、FCVを3台、公用車として利用し、イベントや環境学習などにも活用しています。

③ 充電設備の計画的な整備

令和4年度に実施した環境に関する県民アンケートの調査結果では、「EV・PHV・FCVを購入するにあたって希望すること」という問いへの回答について、「車両価格の低下（31.9%）」に次いで「市街地などにおける充電器・水素ステーションの増加（24.1%）」が多い結果となりました。このことから、次世代自動車の普及と並行して、充電インフラの整備も進めていく必要があります。

令和5年1月現在、県内には急速充電器が87基設置（本県調べ）されています。また、県内の道の駅17か所にも急速充電器や普通充電器が整備されており、県内での電気自動車による周遊観光等の利便性の向上が図られています。

*1 電動車等：電動車とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車を指します。

*2 次世代自動車：次世代自動車とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車を指します。

*3 EV：EV(Electric Vehicle)とは、電気自動車のことをいいます。エンジンの代わりにモーターを搭載し、ガソリンの代わりにバッテリーに蓄えた電気を使って走る自動車です。燃料を燃やして動力にする必要がないため、走行中は排気ガスを全く排出しません。

*4 PHV：PHV(Plug-in Hybrid Vehicle)とは、プラグインハイブリッド自動車のことを指します。エンジンと電気モーターの2つの動力源を持つハイブリッド車に加え、直接コンセントから充電することができる自動車です。また、大幅に電池容量を増やすことで電気での走行距離を拡大した上、電気を使い切った後は、通常のハイブリッド車と同様にガソリンを使って走行することができます。

*5 FCV：FCV(Fuel Cell Vehicle)とは燃料電池自動車のことを指します。車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電した電気により、モーターを回転させて走る車で、車から排出されるのは水のみとなります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

今後も、更なる利便性の向上に向けた充電設備の整備促進に努め、県内をEV・PHVで安全に安心して運転できる環境をつくることを目指します。

(5) エコドライブの推進【環境政策課】

県の運輸部門における温室効果ガス排出量は、平成13年度をピークに、燃費の良い小型自動車や軽自動車、低公害車（ハイブリッドカー等）への乗り換えや、ガソリン乗用車の燃費向上などを要因とし、おおむね減少傾向で推移しています。しかし、県内の自動車保有台数の増加などから平成25年度以降、運輸部門における温室効果ガス排出量は年によって増減があります。前述のとおり、過度に車に依存している本県において、運輸部門における温室効果ガス排出量の削減は、重要な課題です。

そこで、自動車利用時の省エネ活動について、国のエコドライブ普及連絡会が策定した「エコドライブ10のすすめ」について、イベント等で周知し、エコドライブの推進を図っています。これにより、車からの温室効果ガス排出量を抑制することはもちろん、燃費向上、交通事故削減、同乗者等からの信頼向上も期待されます。

(6) 福井都市圏総合都市交通体系調査結果の活用【都市計画課】

自動車は近年、自動車保有台数の増加、居住範囲の拡大等に伴い、通勤その他の日常生活における自動車への依存が高まっています。一方で、エネルギーや地球環境への問題の一因にもなります。

このため、交通手段や都市構造も省エネルギー型を志向していく必要があり、自動車利用の抑制と公共交通機関、徒歩および自転車等の利用促進につながる都市構造が求められています。

平成17、18年度に実施した福井都市圏総合都市交通体系調査において、嶺北地域の約6万人を対象に、人が「いつ、どこからどこへ、何を利用して、どのような目的で移動したのか」をアンケートで調査しました。その結果、「福井都市圏の自動車分担率^{*1}は約77%で、金沢都市圏や富山高岡都市圏よりも高いこと」や、「自動車による移動が増加する一方で、徒歩や自転車の利用、鉄道やバスによる公

共交通機関の利用は減少傾向にある」など都市交通の現状について問題点・課題が明確になりました。

福井都市圏総合都市交通体系調査データは、すべての交通手段による人の行動を総合的に把握していること、年齢や自動車保有などの個人・世帯属性を把握していることなどの特徴があり、環境面も含めた総合的な交通計画へ活用されています。

^{*1}自動車分担率：全交通手段のトリップ（人がある目的を持ってある地点からある地点へ移動する単位）数に対して、自動車によるトリップ数の占める割合を自動車分担率とします。

3 省エネ住宅・建築物の普及活動の推進

(1) 環境対応住宅【建築住宅課】

住宅を長期にわたり使用することにより、住宅の解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷を低減することを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、「劣化対策」「省エネ性能」などの基準を満たす住宅の建築計画および維持保全計画の認定を行っています。

また、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素化のための建築物の新築等に対する計画の認定を行っています。

(2) 事業者向け講習会および

県民向けシンポジウムの開催

福井県内には、断熱性能が低い住宅が多く存在し、既存住宅の約9割が現行の省エネ基準に満たないとされています。

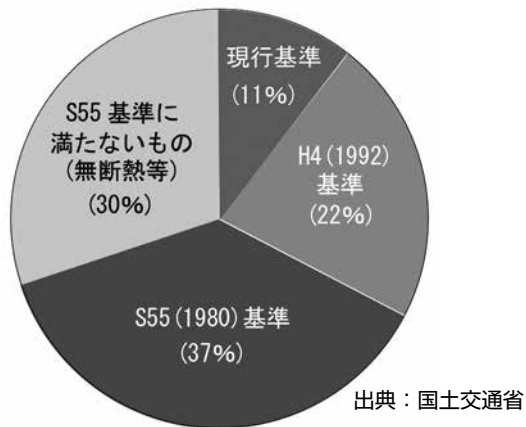
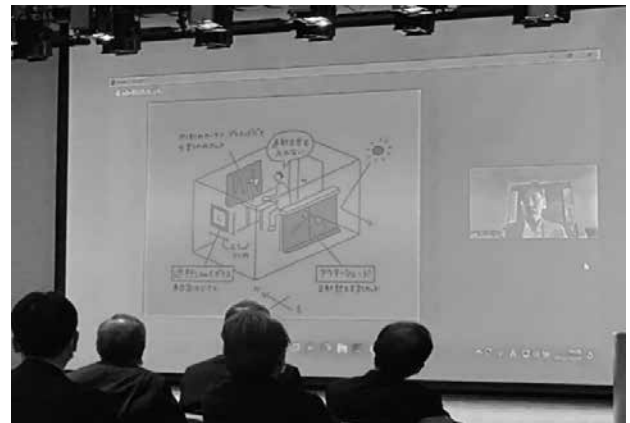


図 2-2-1 省エネ基準を満たす住宅の割合

同じ住宅でも断熱性能の違いによって窓・壁・天井の温度に大きな差があることが分かります。(写真①) この差が日々の暮らしや健康に大きな影響を与えます。

このような住宅をより快適なものとする方法として住宅の断熱化があります。床や壁、天井を断熱改修することで建物全体の断熱性を高め、部屋間の温度差を小さくすることができます。(写真②)

県では、県民からの省エネ住宅に関する相談に対応できる民間事業者の育成に取り組むため、令和4年度に講習会および現場見学会を開催しました。



また、近年、冬の気温の低い時期は、浴室でのヒートショックによる事故や、夏の気温の高い時期は、室内での熱中症による事故が発生しています。

それを解消するためには、断熱材の適切な使用や断熱性能の高い窓を設置することが有効です。

また、夏の日差しの強い時期は、グリーンカーテンを設置することが日射遮蔽に効果的です。

このような知識を県民の皆さんに伝え、また、健康で快適な住まいの省エネ化を身近に感じてもらい、機運を醸成するために、令和5年3月にシンポジウムを開催しました。

省エネ住宅シンポジウム

■基調講演 岩前 篤 氏
近畿大学 副学長・建築学部教授

「健康な暮らしと住まい」
～寒さのリスクと改善手法～

■住まいの省エネリノベを
実践してみよう (一般女性の体験談)

■グリーンカーテン講座

近畿大学 岩前 篤 教授

県民向けシンポジウムの開催内容

分野別施策の
実施状況

地球温暖化対策の
推進

【2】再生可能エネルギー*¹の導入拡大

1 地域に役立つ再生可能エネルギーの導入拡大【環境政策課】

(1) 再エネ活用地域振興プロジェクト事業

県では、エネルギー源の多角化を、地球温暖化対策やエネルギー供給力の強化だけでなく、地域経済の活性化（地域おこし）にも役立てるため、平成24年度から「1市町1エネおこし」を目標に、再生可能エネルギーの導入を推進し、全県的な推進組織として「ふくい まち・エネおこしネット協議会」を設置しました。

令和4年度は、市町や県内各地の事業化を検討する地域協議会が参加して、専門家からの助言を受けたり、情報共有を図ったりしながら再エネ事業化の検討を進めました。

また、平成30年度からは、再生可能エネルギーの導入拡大と地域活性化の両立を目指して、小水力や木質バイオマスなどの地域資源を活用した、県内事業者による再生可能エネルギー事業の導入を県と市町が協力して支援するとともに、事業者にはFIT*²による売電収入の一部を地域振興策に活用するよう求めることで地域の課題解決にも貢献するなど、地元・事業者・行政それぞれにメリットのある仕組みを新たに導入しています。

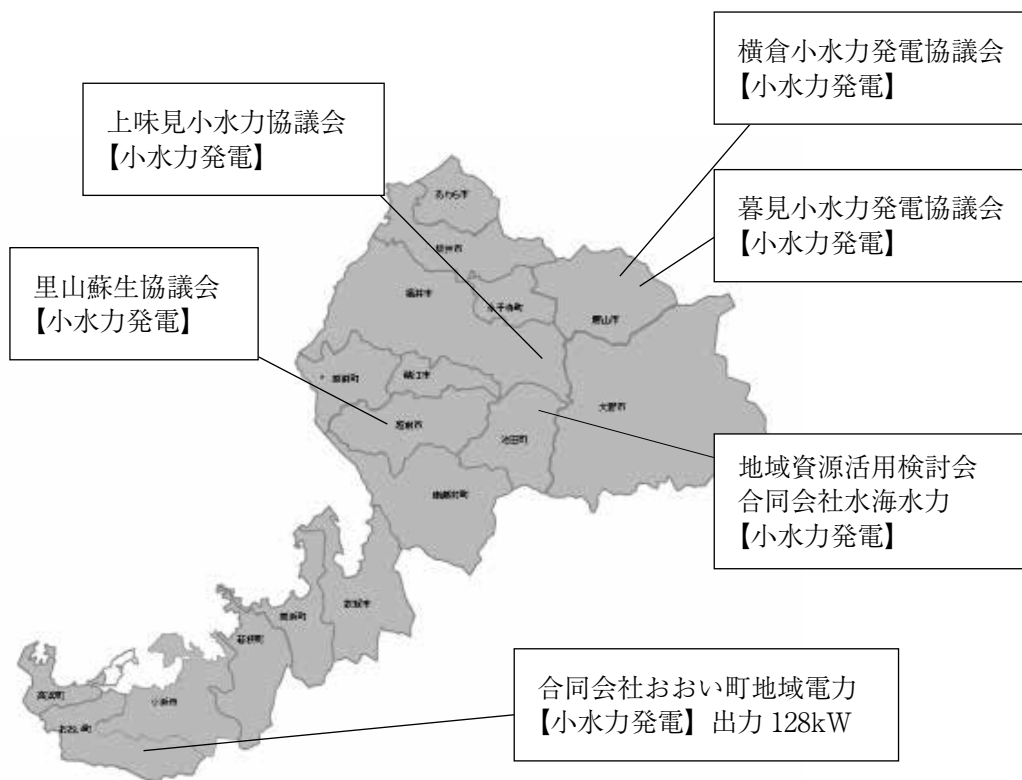


図 2-2-2 再エネ活用地域振興プロジェクト事業の取組み状況

*¹再生可能エネルギー：太陽光、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないクリーンなエネルギーです。

*²FIT（固定価格買取制度 Feed-in Tariff）：再生可能エネルギーで発電された電気を地域の電力会社が一定の価格で買い取ることを国が保証する制度です。電力会社が買い取る費用は電気利用者全員から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。

分野別施策の実施状況

地球温暖化対策の推進

(事業内容)

① 地域協議会による再エネ事業化・地域振興策の検討に対する支援

地域協議会（オブザーバーとして市町が参画）の設置・開催、事業可能性調査等

- ・地域単独で実施する場合
定額補助（上限額 300 千円）
- ・地域と企業が合同で実施する場合
補助率 1/2 以内（上限額 1,000 千円）

② 再生可能エネルギー設備導入に対する支援

- ・補助率 県 1/4 以内〔市町 1/4 以内〕
（上限額 各 20,000 千円）

③ アドバイザーの派遣事業

再生可能エネルギーに関する理解を深めるため、地域協議会等に対して専門家のアドバイザーを派遣（県費用負担）

④ ふくいまちエネおこしネット協議会の開催

【継続】

- ・各地域協議会、有識者、金融、企業、県・市町等で構成
- ・相互に情報共有やアドバイスを実施することで事業化を促進

(令和4年度)

再生可能エネルギーの導入を検討する1つの地域協議会（勝山市）について、運営や技術面での支援を行いました。

また、池田町では地域資源活用検討会が進めてきた合同会社水海水力による小水力発電事業について、町とともに県も支援し、発電設備の工事を開始しました。

(2) 太陽光発電の設置

県では、これまでに県本庁舎（30kW）をはじめ、県内各地域の合同庁舎、県立高校（各10kW）など29の県有施設に、令和3年度末で、合わせて約382kWの太陽光発電設備を率先して導入しています。また、民間企業によるメガソーラーの導入や、各市町においても、国の導入補助制度を活用して、小中学校や公民館などに太陽光発電設備を導入しました。

県内の固定価格買取制度における太陽光発電設備の導入量は、令和3年度末時点で244,340kWとなっています。

（資源エネ庁 固定価格買取制度 設備導入容量）

分野別施策の実施状況

地球温暖化対策の推進



図 2-2-3 再エネ活用地域振興プロジェクト事業 事業化プロセスフロー

◆第2部 分野別施策の実施状況

2 木質バイオマス^{*1}の有効利用【県産材活用課】

環境負荷の少ない低炭素社会を構築していく観点から、林地に残置されている間伐材や製材工場から発生する端材・木屑などの未利用木質資源を有効に利用していくことが求められています。

これら未利用木質資源をウッドプラスチックなどの原材料としてマテリアル利用したり、発電施設などの燃料としてサーマル利用したりすることにより、木質バイオマスの有効利用が進められています。

ウッドプラスチックは間伐材由来の木粉と合成樹脂からなる複合資材で、木材の温かみを持ちながら、合成樹脂の耐久性、成形性を兼ね備えており、県内外の公共施設や商業施設において、デッキやルーバーなどの外構材として使用されています。



ウッドプラスチックのルーバー（大野市）



ウッドプラスチックのベンチ（福井市）

平成28年4月に稼働した大野市七板の木質バイオマス発電施設（発電規模7,000kw級）は、年間約12万m³の木質バイオマスを燃料としており、化石燃料代替による二酸化炭素の低減に加えて、燃料の地産地消による林業の活性化や地元雇用の創出など地域に貢献した施設となっています。

このほか、あわら市の温泉施設では、地域の民間企業等で構成する法人が主体となり、6台の木質バイオマスボイラーを導入し、地域ぐるみで熱利用に取り組んでおり、地域資源と経済の循環が図られています。



木質バイオマス発電施設（大野市）



温泉施設に設置された
木質チップボイラー（あわら市）

^{*1}木質バイオマス：「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く。）」のことをいいます。特に、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」といいます。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する端材やおが屑などのほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがあります。

【3】 森林によるCO₂吸収源対策の推進

1 森林資源の保全と利用【県産材活用課、森づくり課】

(1) 森林の現状

本県の森林面積は約31万haで、県土の75%を占めており、全国平均の森林率67%と比べ高い割合となっています。このうち民有林^{*1}の人工林はスギを中心として約12万haとなっています。

森林は、木材の供給のほか、県土保全や水源かん養、保健休養の場の提供など様々な公益的機能を有しており、近年では特に地球温暖化防止という観点から二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。

令和3年10月に改定された「地球温暖化対策計画」では、令和12年度において約3,800万CO₂トン（2013年度総排出量比約2.7%）を森林吸収量で確保することを目標としており、適切な間伐^{*2}実施に加え、木材の利用拡大や成長に優れたエリートツリー等の苗木による再造林などに取り組むこととしています。

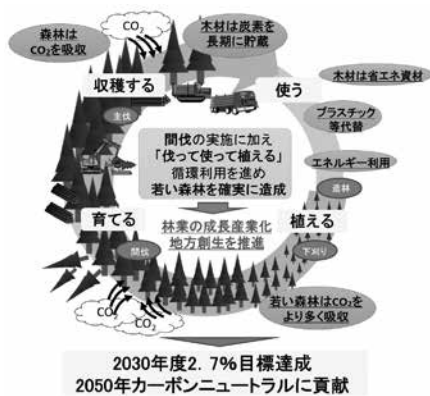


図 2-2-4 森林の循環利用の推進



コンテナ苗を活用した主伐後の再造林

(2) 多様な森林整備

本県においては、昭和40年代から50年代にかけて本格的に植林を進めてきた結果、約12万haのスギ等の人工林が造成されました。

そのうち柱などとして利用できる樹齢約50年以上のものが約6割まで増えてきており、今後はこの資源を有効に活用していく必要があります。

このため、令和2年3月に策定した「ふくいの森林・林業基本計画」に基づき、主として木材の生産を持続的に行う「資源循環の森」と森林の持つ多面的機能を持続的に発揮する「環境保全の森」の2つに分け、それぞれの目的に合った森づくりを進めることとしています。

「資源循環の森」では、間伐に加え、充実した森林資源を有効活用するため、傾斜が緩く道から近いなど、条件の良い森林において主伐・再造林を推進することにより循環型林業経営を進めます。

また「環境保全の森」では、奥山の人工林を中心に、列状間伐等により広葉樹の導入を促し、針広混交林化や広葉樹林化を進めます。



列状間伐施行後の広葉樹導入状況

^{*1}民有林：国有林以外の森林。民有林は、都道府県・市町村・財産区で所有する公有林と、個人、会社、団体などが所有する私有林とに区分されます。

^{*2}間伐：林内が樹冠により閉鎖し、林木相互間の競合が始まった後、目的樹種を主体にその一部を伐採して林分密度を調節することにより、林木の利用価値の向上と下層植生の発達を促し、表土の流出の防止など森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採のことをいいます。

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 森林保全と管理

山村地域では、過疎化や高齢化が進む一方、県民が森林をレクリエーションの場等として積極的に活用する機会が多くなり、入込者数は年々増加しています。このため、山火事の未然防止、ごみの不法投棄や違法伐採を早期発見する監視活動が不可欠であり、県においては森林保全巡視員（R4：5名）を配置し、関係機関と連携しながら森林パトロールを実施しています。

また、森林に起因する災害を未然に防止するため、中山間地の集落に山林保全（山地災害および山林買収）監視モニター（R4：1,200名）を配置するとともに、地域住民を対象とした治山事業の現場見学会等を開催し、治山工事の目的や効果、山地災害が発生する予兆、避難の大切さ等を再認識してもらうことで、防災意識の向上と普及啓発にも努めています。



地域住民を対象とした治山事業の説明会

なお、公益的な機能を発揮する重要な森林は保安林に指定し管理することとし、保安林以外の森林において開発行為が行われる場合には、許可制度を適用して指導・監督することで、安全で安心できる生活環境の保全に努めています。

(4) 県民参加の森林づくり

森林からの多様な恩恵は、全県民が享受するものであり、森林の整備・保全を社会全体で支えていくことが必要なことから、植樹など森づくりへの直接参加や、地元の木を伐って使う取組み等を「緑と花の県民運動」の一環として積極的に推進しています。このため、春季と秋季に行っている「緑の募金活動」をはじめ、森づくりの日に総合グリーンセンター等で開催される「みどりと花の県民運動大会」のほか、漁業関係者による「漁民の森」の整備活動等を通じて、県民の森林づくりに対する意識の向上を図って

います。



「みどりと花の県民運動大会」丸太切り体験

また、次世代を担う「緑の少年団」や県民誰もが、自然を知り、森林や緑の大切さを学ぶことができる活動場所とするため、福井市脇三ヶ町にある県有林を「体験の森」として整備し、森林環境教育活動を推進しています。

(5) 森林整備を担う人材の育成

県内の人工林は、その多くが利用期を迎えています。今後それらの森林を整備し、効率的な木材生産を進めていくために、林業従事者の確保・育成が重要になってきます。

そこで県では、平成28年度に開校した「ふくい林業カレッジ」にて、林業への新規就業希望者に対し、林業に関する基本知識や技術を習得する約1年間の研修を行っています。

また、令和2年度からは、早期就業希望者に対し、伐倒技術の習得や資格取得を中心とした3カ月半の短期コースを新設し、新たな人材の確保に取り組んでおり、令和3年度末までで合計45名が研修を終了し、現場で活躍しています。



ふくい林業カレッジ 高性能林業機械の操作研修

2 県産材*1の活用【県産材活用課】

木材は、化石燃料や鉱物と違い再生産が可能なこと、大気中の二酸化炭素を吸収して固定・貯蔵すること、鉄などに比べ少ないエネルギーで加工できることなど、地球環境への負荷を軽減できる資材として注目されています。

また、木材の利用は、地域の森林整備を促し、地球温暖化の防止などの森林の多面的機能の発揮や地域経済の活性化に加え、持続可能な開発目標（SDGs）の達成や脱炭素社会の実現につながります。

このため、県では、「木を伐って使う」取組みを積極的に進めており、県産材を活用した住宅の新築・リフォームはもとより、商業施設など民間施設の木造・木質化や木製品の導入への支援を行っています。近年では、銀行や飲食店など、多くの来客者が訪れる施設において県産材が利用されています。

また、東京で開催される大規模展示会への出展に加え、台湾での県産材製品の展示や海外企業の招聘による商談会の開催など、国内外での販路開拓を展開しています。

さらに、平成29年度施行の「みんなであつた『ふくいの木』促進条例」に基づき、県産材の利用を進める運動を展開しており、建築士による小学校児童を対象とした木づかい塾の開催や、仁愛女子短期大学学生と連携した未就学児への木づかい体験会の開催、さらには経済団体との連携のもと、企業を対象とした木づかいセミナーや見学会を開催するなど、県産材と触れ合う機会を創出し、利用意識の醸成を図る取組みを行っています。



県産材で建築された民間施設（越前市）

コラム1 企業の県産材利用を推進する「ふくいウッドチャレンジ推進ネットワーク」を創設

企業における県産材利用を推進するため、県経済団体連合会や県建築士事務所協会、県インテリアコーディネーター協会などの相互連携のもと、各団体の専門的知識と経験を活かし、企業のニーズに応じて県産材利用を提案する「ふくいウッドチャレンジ推進ネットワーク」を創設しました。

本ネットワークにより、オフィス家具や名札・名刺など身近なところでの利用や社屋等の木造・木質化、県産材を利用した商品開発など、「企業のウッドチャレンジ」を推進しています。



「ふくいウッドチャレンジ推進ネットワーク」の創設

コラム2 ホルツアーキテクト（木造建築家）育成講座の開催

県では、令和2年度から新たな県産材の需要先として中大規模建築物での県産材利用を進めるため、中大規模木造の構造設計等を学ぶホルツアーキテクト（木造建築家）育成講座を開催しています。

講座は、建築を学ぶ大学生や建築士を対象に、木造建築の意義や在り方、木造建築特有の耐震・防火設計の方法など実践的なカリキュラムで構成しており、これまでに46名が受講しました。



ホルツアーキテクト育成講座

*1 県産材：県内で伐採された原木を県内で加工した木材

◆第2部 分野別施策の実施状況

【4】その他の温室効果ガス抑制対策

1 フロン類^{*1}の回収・破壊【環境政策課・循環社会推進課】

冷蔵庫やエアコンの冷媒^{*2}などとして幅広く使用されてきたフロン類は、オゾン層^{*3}が破壊されることが明らかとなって以降、代替フロンへの切り替えが進みました。しかし、代替フロンは温室効果が非常に高い（例えば、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は二酸化炭素の約100～10,000倍以上の温

室効果があるといわれる。）ことから、これらのフロン類を使用している機器は、その種類により、家電リサイクル法、自動車リサイクル法またはフロン排出抑制法に基づき、フロン類の回収・破壊作業が進められています。

(1) 法律に基づく規制

表 2-2-5 フロン回収に係る法律

	フロン排出抑制法 ^{注1}	家電リサイクル法 ^{注2}	自動車リサイクル法 ^{注3}
概要	平成14年4月から業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器について、冷媒フロンの回収を義務付けています。	平成13年4月から家電製品のリサイクルに併せて、家庭用の冷蔵庫とルームエアコンについて、冷媒フロン類の回収を家電メーカー等に義務付けています。	平成17年1月からカーエアコンについて、冷媒フロンの回収を義務付け ^{*4} ています。

(注1)「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」

(注2)「特定家庭用機器再商品化法」

(注3)「使用済自動車の再資源化等に関する法律」

(2) 県の取組み

フロン排出抑制法および自動車リサイクル法に基づくフロン類充填回収業者等の登録を行うとともに、

回収・引渡しが適正に実施されるよう登録業者等への立入検査に伴う指導等を行っています。

表 2-2-6 フロン排出抑制法に基づく回収量
(令和3年度)

第一種特定製品 ^{*5}	
回収台数(台)	回収量(kg)
6,145	32,709

表 2-2-7 フロン排出抑制法に基づく登録業者数
(令和4年10月1日現在)

	第一種フロン類充填回収業者
登録業者数	498

表 2-2-8 自動車リサイクル法に基づく回収量
(令和3年度)

	使用済自動車
フロン類回収量(kg)	3,747.8

表 2-2-9 自動車リサイクル法に基づく登録業者数
(令和4年3月末現在)

	フロン類回収業者
登録業者数	75 ^{*6}

^{*1}フロン類：ふっ素と炭素等からなる化合物でクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）などがあります。オゾン層を破壊する原因物質の一つとされており、破壊する程度の強いフロンは、平成7年末で生産が全廃されています。主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

^{*2}冷媒：冷凍機や冷房機内を循環して、圧縮による液化・放熱、気化・吸熱を繰り返し、冷却するための媒体として用いられる物質で、アンモニアやフロンなどがあります。

^{*3}オゾン層：地上10～50km上空の成層圏の中でオゾン濃度の高い層をいい、太陽光に含まれる紫外線のうち特に生物に有害な波長の紫外線を吸収しています。

^{*4}義務付け：カーエアコンについては、平成14年10月からフロン回収破壊法において冷媒フロンの回収が義務付けられていましたが、自動車リサイクル法の施行に伴い移行しました。

^{*5}第一種特定製品：フロン排出抑制法において、冷媒としてフロンが充填されている機器のうち、業務用のエアコン、冷蔵および冷凍機器を第一種特定製品と定義しています。

^{*6}：福井県が登録している業者数であり、福井市の登録業者数は含んでいません。（福井市は平成31年4月1日に中核市に移行）

第3節 適応策の推進

1 地球温暖化の影響と適応策【環境政策課】

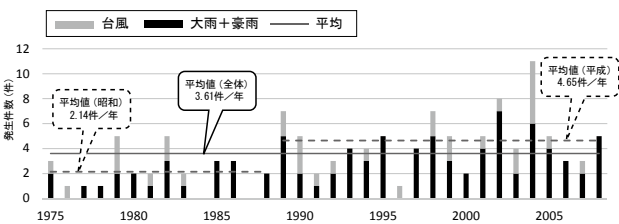
(1) 福井県における温暖化の影響の現状例

第2章第1節1(1)で記載したように、人間の影響が大气、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないとされています。日本の平均気温も、1898～2022年の観測結果によると、100年あたり約1.30℃の割合で上昇しており、本県においても100年あたり約1.6℃の割合で上昇しています。

以下では、福井県における温暖化の影響について紹介します。

①風水害の発生件数の推移

風水害の平均発生件数が、年々増加する傾向にあり、平成になってからの平均発生件数が約2倍になっています。(災害への影響例)

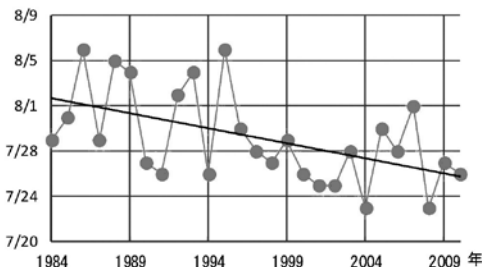


出典：「福井県から見る地球温暖化」調査研究報告書 (福井県衛生環境研究センター)

図 2-3-1 風水害の発生件数

② コシヒカリの出穂期の推移

本県が発祥の地であるコシヒカリは、1990年代後半以降、出穂期が早くなる傾向があります。(産業界への影響例)

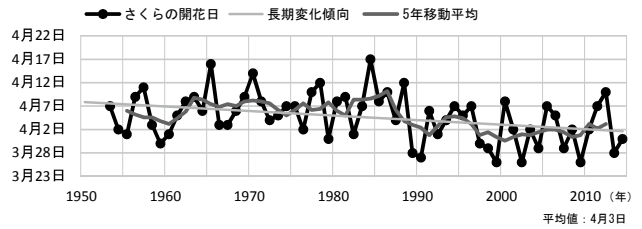


出典：「福井県から見る地球温暖化」調査研究報告書 (福井県衛生環境研究センター)

図 2-3-2 コシヒカリの出穂期の推移

③ さくらの開花日の経年変化

さくらの開花は早まる傾向がみられ、過去50年間で約5日早くなっています。(生態系への影響例)



出典：「気候変化レポート 2015 - 関東甲信・北陸・東海地方 - (東京管区気象台)

図 2-3-3 さくらの開花日の経年変化

(2) 適応策について

IPCC 第6次報告書によれば、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて、気候変動の影響のリスクが高くなると予想されています。

そのため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」策だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に備える「適応」策を進めることが求められています。

平成27年11月には、地球温暖化による社会や経済への悪影響を抑えるための対策を定めた、国として初となる「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。この中で、今後10年間に国が取り組む7分野の対策を示しています。また、平成30年12月には気候変動適応法が施行され、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むこととし、さらに、令和3年10月には「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

分野	予想される影響	施策の例
農業・林業・水産業	・1等米比率の低下	・高温に強い品種の開発
	・コメの病害虫の増加	・2019年を目標に被害軽減技術を開発
	・リンゴの着色不良	・着色の良い品種の導入
	・マイワシなどの分布域北上と漁獲量の減	・栽培管理技術の開発(高地栽培) ・高精度な漁場予測
水環境・水資源	・渇水の増加	・雨水や再生水を利用
自然生態系	・ニホンジカの生息域の拡大	・個体群を管理
	・近海のサンゴ礁消失	・モニタリングと管理を推進
自然災害・沿岸域	・洪水の増加	・決壊までの時間を稼ぐ堤防の検討
	・高潮や高波被害の増大	・リスクの低い地域に居住を誘導 ・港湾のハザードマップ作成
	・土砂災害の増加	・土砂災害警戒区域の指定促進
健康	・熱中症患者の増加	・予防法の普及啓発
	・感染症媒介動物の増加	・デング熱を媒介する蚊の駆除
産業・経済活動	・スキー場の積雪減少	・地域の特性を踏まえた適応計画作り
国民生活・都市生活	・短時間豪雨の増加	・地下の駅などの浸水対策を推進

図 2-3-4 国の適応計画の分野別事例

県では、平成30年3月に改定された福井県環境基本計画に織り込む形で県の適応計画を策定し、県内の適応を進めています。

分野別施策の実施状況

地球温暖化対策の推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

第4節 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

1 福井県庁地球温暖化防止実行計画【環境政策課】

県では、平成13年度に「福井県庁地球温暖化防止実行計画（福井県庁エコオフィスプラン）」を策定して以来、平成18年度の第2期計画、平成25年度の第3期計画と改定を経ながら、当該計画に基づき、県のすべての事務・事業（ただし、他者に委託等を行う事務および事業は除く）に係る温室効果ガスの削減に取り組んできました。

そして平成30年3月に、「福井県環境基本計画」の改定に伴い、第4期計画へと改定し、令和12年（2030年）度に平成25年（2013年）度比40%削減という目標を定めました。

第4期計画では、平成30年（2018年）度から令和12年（2030年）度を計画期間とし、「照明やOA機器等の節電」、「公用車の適正使用や次世代自動車の導入」等による省エネルギーを推進するとともに、「節水や水の有効利用」、「用紙類の使用量削減」、「廃棄物発生の抑制や3Rの推進」による省資源化を推進していきます。

福井県庁が自らの事務・事業により排出する温室効果ガスを抑制することにより、市町、事業者の温暖化防止に向けた積極的な活動を促していきます。令和3年度における取組みの状況は表2-4-1のとおりです。

令和3年度の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算値）82,190 t-CO₂におけるガスの種類ごとの構成比は、二酸化炭素（CO₂）が79,052 t-CO₂で全体の約96.2%を占めています。その他は、一酸化二窒素（N₂O）が約1.9%、メタン（CH₄）が約1.8%、フロン類（HFCs）が0.2%です。

令和3年度の温室効果ガス排出量（CO₂換算値）は第4期計画の基準年度である平成25年度から、27.9%の減少となりました。

今後も引き続き、温室効果ガスの削減に努めていきます。

表2-4-1 個別取組の令和2年度、令和3年度実績と基準年度の平成25年度との比較

項目	平成25年度 実績	令和2年度		令和3年度		
		実績	対25年度比	実績	対25年度比	
温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算値) ^{注1}	113,930 t-CO ₂	85,028 t-CO ₂	25.4 %削減	82,190 t-CO ₂	27.9 %削減	
個別取組	電気使用量	124,547 千 kWh	115,529 千 kWh	7.2 %削減	117,099 千 kWh	6.0 %削減
	冷暖房等燃料使用量 (原油換算値)	9,746 kℓ	7,986 kℓ	18.1 %削減	8,395 kℓ	13.9 %削減
	公用車燃料使用量 (原油換算値)	1,387 kℓ	1,190 kℓ	14.2 %削減	1,088 kℓ	21.6 %削減
	水使用量	1,781 千 m ³	1,775 千 m ³	0.3 %削減	1,921 千 m ³	7.9 %増加
	複写用紙使用量	417 t	352 t	15.6 %削減	368 t	11.8 %削減
	可燃ごみ廃棄量	2,191 kg/日	1,611 kg/日	26.5 %削減	1,923 kg/日	12.2 %削減
	不燃ごみ廃棄量	497 kg/日	340 kg/日	31.6 %削減	472 kg/日	5.0 %削減

(注1) 温室効果ガス総排出量中の電気使用量分のCO₂排出量は基礎排出係数を用い算定している。

(注2) 数値は小数点第2位で四捨五入して表示しています。

2 県有施設の省エネ導入【公共建築課】

県有施設の電気設備・空調設備において、効率の良い機器、システムや新エネルギーの導入を推進しています。

今後も、その有効性等を考慮しながら、環境への負担の少ないシステムの導入を図っていきます。

表 2-4-2 県有施設の省エネ・新エネシステム等導入実績

施設名	導入システム等	施設名	導入システム等
音楽堂	冷温水大温度差空調	芦原青年の家	木質ペレットボイラー
一乗谷朝倉氏遺跡博物館	照明制御 空調熱源台数制御 外気導入量制御 (CO ₂ 制御)	県営体育館	冷温水大温度差空調 変風量方式空調 太陽光発電 (10k W)
恐竜博物館	氷蓄熱式空調 変風量方式空調 太陽光発電 (20k W)	県営球場	LED ナイター照明
		若狭湾エネルギー研究センター	高効率モジュールチラー 太陽光発電 (20k W)
図書館・公文書館	温度成層型蓄熱式空調 冷温水大温度差空調 地中熱利用空調	合同庁舎 (福井・奥越・若狭) 海浜自然センター 総合グリーンセンター 奥越特別支援学校 県立高等学校 (武生・大野・藤島・高志・金津・武生東・敦賀・敦賀工業・坂井・足羽) 教育総合研究所	太陽光発電 (各 10k W)
県立病院	冷温水大温度差空調 コージェネレーションシステム 空調用冷温水変流量システム		
県立病院関連施設	冷温水大温度差空調 空調用冷温水変流量システム 太陽熱利用給湯システム 高効率型変圧器		
こども家族館	冷温水大温度差空調 空調用冷温水変流量システム 置換空調システム 太陽光発電 (10k W)	若狭ヘリポート	太陽光発電 (13k W)
		消防学校 中小企業産業大学校	太陽光発電 (各 20k W)
南越特別支援学校	冷温水大温度差空調 冷温水変流量システム	県庁舎	太陽光発電 (30k W)

分野別施策の
実施状況

地球温暖化対策の
推進

3 グリーン購入の推進【環境政策課】

県では、製品やサービスの購入にあたって、必要性を十分に考慮し、価格や品質、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先して購入する「グリーン購入」を推進しています。環境物品^{*1}を積極的に購入することで、供給する側の企業にも環境負荷の少ない製品等の開発や環境を考えた経営を促すことになり、循環型社会づくりに重要な役割を担っています。

県では、全国組織である「グリーン購入ネットワーク^{*2}」に加入しグリーン購入の推進を図るとともに、県自らが環境配慮商品等を優先的に購入するため、平成13年4月、「福井県庁グリーン購入推進方針」を策定しました。この方針に基づき、「調達計画」を毎年度策定し、県のすべての機関で、計画的にグリーン購入に取り組んでいます。

*1 環境物品：環境物品とは、資源採取から製造、流通、使用、リサイクル、廃棄に至るまで物品等のライフサイクル全体について環境負荷の少ない物品のことを指します。

*2 グリーン購入ネットワーク：グリーン購入の取組みを促進するために平成8年2月に設立された企業、民間団体、行政による全国規模のネットワーク組織で、会員数1,273団体（令和4年10月現在）。同ネットワークが主催し、グリーン購入のすぐれた取組みを行う団体を表彰する「グリーン購入大賞」において、平成14年の第5回では福井県が行政部門で大賞を、平成16年の第7回では清川メッキ工業株式会社（福井市）が中小事業者部門で大賞を、平成17年の第8回では敦賀信用金庫（敦賀市）が環境大臣賞を、平成30年の第19回では福井県がグリーン購入推進自治体特別賞をそれぞれ受賞しています。